

令和8年厚岸町議会第1回定例会会議録		
招 集 期 日		令和8年3月11日
招 集 場 所		厚 岸 町 議 場
開 閉 日 時	開 会	令和8年3月12日 午前10時00分
	散 会	令和8年3月12日 午後 4時54分

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	竹 田 敏 夫	○	8	石 澤 由 紀 子	×
2	室 崎 正 之	○	9	桂 川 実	○
3	佐 藤 淳 一	○	10	堀 守	○
4	金 子 勇	○	11	杉 田 尚 美	○
5	音喜多 政 東	○	12	金 橋 康 裕	○
6	中 川 孝 之	×	13	大 野 利 春	○
7	南 谷 健	○			
以上の結果 出席議員 11名 欠席議員 2名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
亀 井 泰	神 奈 緒 美	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	三 浦 克 宏	教 育 長	滝 川 敦 善
副 町 長	早 川 知 記	教委管理課長	諸 井 公
総 務 課 長	布 施 英 治	教委指導室長	藏 光 貴 弘
総合政策課長	平 下 哲 也	教 委 生 涯 学 習 課 長	車 塚 洋
危機対策室長	四 戸 岸 毅		
税 務 課 長	本 間 直 人	監 査 委 員	黒 田 庄 司
町 民 課 長	渡 部 貴 志	監査事務局長	川 越 一 寿
保健福祉課長	鈴 木 康 史	農委事務局長	石 崎 辰 也
環境林務課長	江 上 圭		
水産農政課長	石 崎 辰 也		
観光商工課長	田 崎 清 克		
建 設 課 長	堀 部 誠		
病院事務長	星 川 雅 美		
水 道 課 長	高 瀬 順 一		
会 計 管 理 者	久 保 田 湖 子		

1. 会議録署名議員

7番	南 谷 健		
9番	桂 川 実		

1. 会 期

3月11日から 3月18日までの8日間（休会日2日）

令和 8 年厚岸町議会第 1 回定例会議事日程

令和 8 年 3 月 12 日

午前10時 開 議

日程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3	議案第33号	厚岸町名誉町民に関する条例の一部を改正する条例の制定について
4	議案第27号	厚岸町名誉町民の称号を贈ることに対する同意を求めることについて
5	議案第28号	厚岸町過疎地域持続的発展計画の策定について
6	議案第29号	釧路公立大学事務組合の規約の変更について
7	議案第30号	指定管理者の指定について
8	議案第31号	指定管理者の指定について
9	議案第32号	損害賠償の額を定めることについて
10	議案第34号	厚岸町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
11	議案第35号	厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
12	議案第36号	厚岸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
13	議案第37号	厚岸町予防接種費用徴収条例の一部を改正する条例の制定について
14	議案第38号	厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
15	議案第39号	厚岸町公共下水道条例等の一部を改正する条例の制定について
16	議案第40号	厚岸町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
17	議案第19号	令和7年度厚岸町一般会計補正予算
	議案第20号	令和7年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算
	議案第21号	令和7年度厚岸町介護保険特別会計補正予算
	議案第22号	令和7年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算
	議案第23号	令和7年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算
	議案第24号	令和7年度厚岸町水道事業会計補正予算
	議案第25号	令和7年度厚岸町下水道事業会計補正予算
	議案第26号	令和7年度厚岸町病院事業会計補正予算

厚岸町議会 第1回定例会

令和8年3月12日

午前10時00分開会

- 議長（大野議員） ただいまから、令和8年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。

- 議長（大野議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

- 議長（大野議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、7番南谷議員、9番桂川議員を指名いたします。
日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。
委員長の報告を求めます。
10番堀委員長。

- 堀委員長 おはようございます。
昨日3月11日午後2時51分から第3回議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容についてご報告いたします。
追加議案として提出されました議案第41号、令和7年度厚岸町一般会計補正予算の取扱いについて協議をいたしました。
その結果、本会議において審議することとし、令和8年度各会計予算議決後、審議を行うことに決定いたしました。
以上、議会運営委員会報告といたします。

- 議長（大野議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。
日程第3、議案第33号 厚岸町名誉町民に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
総務課長。

- 総務課長（布施課長） ただいま上程いただきました議案第33号 厚岸町名誉町民に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。
厚岸町名誉町民に関する条例は、本町に住所を有したことのある者で、かつ広く社会、文化、産業経済の興隆など、公共の福祉の増進に努め、町民が郷土の誇りとして深く尊敬に値すると認めた功績が顕著である者に対し、その栄誉をたたえるために、町が

名誉町民の称号を贈る制度で、昭和31年4月1日から施行し、現在に至るまでの間、4人に名誉町民の称号を贈っております。

また、名誉町民は、町長が町議会の同意を得て名誉町民を決定し、賞状及び名誉町民章を顕彰すること、これに加え、本人の生存中に限り、年額30万円の年金を支給することとするほか、当該名誉町民が死亡したときは、町葬を執り行い、弔詞、弔花及び弔慰金として50万円を送ることとしている一方、故人を名誉町民として決定する場合には、遺族に対し一時金として50万円を支給するものとなっております。

本制度は、これまでの名誉町民の功績を後世に伝承する意味においても、重要な役割を果たすものと考えますが、名誉町民に対し年額30万円の年金を支給する制度となっており、本制度の在り方について、釧路管内の町村や他の地方公共団体の制度の運用状況を踏まえ、改めて本町における制度内容と比較し、精査したところ、前回の条例改正から既に20年が経過し、社会情勢の変化に加え、公的年金制度以外の年金支給とする仕組みはなじまないと考えられることから、年金支給については、功労一時金支給に変更し、また、町葬を行った場合には、弔慰金として50万円は支給しない制度内容に変更するほか、他の例規に合わせた規定方法の見直しを行うため、本条例を制定するものであります。

改正する条例の説明については、議案書により行わせていただきますが、別にお配りしている議案第33号説明資料の新旧対照表について、併せてご参照願います。

議案書26ページをご覧ください。

第1条の改正は、同条に見出しとして「目的」を付し、併せて字句を整理するものであります。

第2条及び第3条の改正は、それぞれの条に見出しとして、第2条にあっては「称号を贈る条件」を、第3条にあっては「決定方法」を付するものであります。

第4条の改正は、規定の全部改正で、同条に見出しとして「特典及び待遇」を付し、名誉町民に対する特典及び待遇を各項に規定するもので、第1号では町長の賞状をもって顕彰すること、第2号では別表に定める名誉町民章を贈ること、第3号では、現状の運用に合わせて公の式典に参列することを規定し、第4号では、名誉町民本人の生存中に限り年額30万円の年金を支給する制度から、功労一時金として50万円を支給する制度に変更するため規定を整備するもの、第5号では、名誉町民が死亡したときは町葬を行うことができるほか、弔詞、弔花及び弔慰金として50万円を送ることとしていましたが、町葬を行わない場合に限り、弔詞、弔花及び弔慰金として50万円を贈る取扱いに変更するため規定を整備するもの、27ページにわたりまして、第6号では故人に対し、名誉町民に決定した場合に限り、遺族に対し功労一時金として50万円を支給することを規定するものであります。

第5条の改正は、同条に見出しとして「称号の取消し」を付するものと、同条第1項中の字句を整理するもので、第2項は字句を整理するものと、町議会の同意を得て名誉町民の称号を取り消された者については、その取消の日から名誉町民の特典及び待遇を受ける身分を停止することとし、直ちに名誉町民章を返還しなければならないことを、同項の後段として追加するものであります。

第6条の改正は、同条に見出しとして「委任」を付するものであります。

次に、附則であります。

この条例は、令和8年4月1日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

2 番室崎議員。

●室崎議員 内容に関してではなくて、文章表現でちょっと気になったので申し上げますが、今、議案内容の説明があったときに、第4条第5項の説明をするときに、町葬を行うことができるとおっしゃいました。文面を見ますと、町葬を行うことと断定しているのです。町葬を行うことと断定した後にはただし書がついて、ただし行わないときはと、この言い方には違和感を感じるので、説明者が無意識に町葬を行うことができると言ったのではないかと。そのほうが自然なのではないかと思ったのですが、そのあたりはどのように考えればいいのでしょうか。

●議長（大野議員） 休憩します。

午前10時09分休憩

午前10時12分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。

総務課長。

●総務課長（布施課長） 貴重なお時間、大変申し訳ございません。

私の説明の中で言い方が悪かったのかなと思いますが、町葬を行うこととして、ただしではやらなかった場合ということで、ただし書で町葬を行わなかった場合ということ、町葬を行うこととはなっているのですけれども、意思によってやらないということもあるので、そちらはただし書でやらない場合を説明しているということで、町葬をやるのが前提にはあるのですけれども、それぞれの意思等があるかと思しますので、やらない場合にはという言い方に指定しているところであります。

●議長（大野議員） 2 番室崎議員。

●室崎議員 くれぐれも誤解ないように。内容について異議を申し述べているのではないですから。せつくなら、誤解のないようなきちんとした法文にしたほうがいいだろうという老婆心から申し上げているわけですから。

これは本文で断定しておいて、ただし書でもってその逆があり得るというような規定の仕方は、厚岸町の条例では幾つも例があるのですか。

●議長（大野議員） 休憩します。

午前10時14分休憩

午前10時21分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。
副町長。

●副町長（早川副町長） お答えさせていただきます。時間をとってしまい、大変申し訳ありませんでした。

今確認したところ、例規の中ではちょっと表現が違うのですが、しなければならないということに対して、ただし書があるという規定が153件あるそうです。

ひとつ箇条書きとなっているので、ここでは何々することと規定をしております。これにつきましては、前提としてすることという規定で、他の言い回しにおきましては、しなければならない、それから、するものとするといった強い表現、それから、する前提にするもの、それから、行うことができるという部分については、しなくてもいいという表現が幾つかあると思います。

この「すること」につきましては、一つはしなければならない、またはするものとするという行う前提で規定をするということでの箇条書きの表現で「すること」と表現していると考えております。

その中では、現在、基本的な町葬を行う前提で、他の町村等にもあるのは、特に町外にいた場合に町葬を行わないということが例外的に考えられるという意味で、行わない場合の規定をただし書をしているという状況となっているところでございます。

今回、この規定につきましては、基本的には町葬を行うこととした上で、例外的に本人が町外で亡くなって町葬を行わないことが考えられることがあり得ますので、ただし書の必要があるということと、基本的には町葬を行うという前提としたいというところでは、行うこととして規定をそのまま運用したいと考えております。

ただ、提案説明の中で「町葬を行うことができるほか」という説明につきましては、訂正をさせていただき、「行うこと」と訂正をさせていただきたいと考えております。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第4、議案第27号 厚岸町名誉町民の称号を贈ることに対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（三浦町長） ただいま上程いただきました議案第27号 厚岸町名誉町民の称号を贈ることに対する同意を求めることについて、その提案内容をご説明いたします。

本町では、厚岸町名誉町民に関する条例に基づき、本町に住所を有したことのある者で、広く社会、文化、産業経済の興隆に寄与し、町民が郷土の誇りとして深く尊敬に値すると認めた者に対して、町議会の同意によりこれまでの間、4人に名誉町民の称号を贈っております。

このたびは、前厚岸町長の若狭靖氏について、これまでの功績から、厚岸町名誉町民の称号を贈りたく議会の同意を求めるものであります。

前厚岸町長の若狭靖氏については、昭和46年に北海道議会議員に初当選以来、平成13年4月30日までの間、北海道議会議員を連続8期30年務め、このうち平成3年5月15日から平成5年6月21日までの間は北海道議会議長に就任し、北海道議会の代表として、道民の意見を道政に反映させるなど、より良い町づくりを推進するため、行政と議会の橋渡し役としての役割を果たしたほか、釧路・根室管内をはじめ、北海道の振興発展のため、高校の施設整備や道立養護学校の誘致などに尽力されました。

また、平成13年7月には、厚岸町長に就任されて以来、連続6期24年の長きにわたり、これまでの経験と人脈を生かし、人づくりを政治活動の柱として、地方分権改革が進められる中町政改革に取り組み、財政の健全化を図る一方、人口減少や少子高齢化の急速な進行、昨今のデジタル社会への対応など、時代の潮流に合わせ、町政の最重要課題に掲げてきた基幹産業である漁業と酪農業の振興のほか、保育料や給食費の無償化に加え、保育所等の移転、改築をはじめとした子育て施策の推進と教育環境の充実、さらには町民の命と暮らしを守るため、津波時における避難体制の充実や、避難所等の整備をはじめとした防災・減災対策などの重点施策を推進し、どんな困難にも立ち向かい、常に町の先頭に立って、郷土であるふるさと厚岸町のために、町政の発展と町民一人一人の幸せを目指して多大な貢献をされました。

つきましては、地方自治の分野における同氏の功績に対しまして、名誉町民の称号を贈るに当たり、十分に相応しい人物であるため、厚岸町名誉町民に関する条例第3条の規定に基づき、厚岸町名誉町民の称号を贈りたく、議会の同意を求めるものであります。

議案書18ページをご覧ください。

住所、厚岸郡厚岸町梅香1丁目130番地。

氏名、若狭靖。

生年月日、昭和16年10月12日であります。

また、若狹氏の学歴、職歴、公職歴及び処罰については、次ページから20ページにわたり記載しておりますので、参考に供してください。

以上、簡単な説明でありますが、ご同意くださいますようお願いいたします。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。

したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第5、議案第28号 厚岸町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） ただいま上程いただきました議案第28号 厚岸町過疎地域持続的発展計画の策定について、その提案理由と計画案の内容をご説明申し上げます。

国の過疎地域対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、5次にわたる議員立法として制定された過疎対策立法の下、各種の対策が講じられてきており、現在は、令和3年3月に制定された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、過疎地域における対策が講じられています。

この法律の制定を受け、過疎対策事業債の発行をはじめ、法に基づく財政上の優遇措置等の活用を図るためには、法第8条第1項の規定により、過疎地域持続的発展市町村計画を議会の議決を経て定める必要があることから、本町においても、令和3年9月の第3回定例会において、令和3年度から令和7年度の5年間の計画期間とする厚岸町過疎地域持続的発展計画について議決をいただいているところでありますが、このたび、令和3年度に作成した厚岸町過疎地域持続的発展計画の計画期間が令和7年度末をもって満了することから、令和8年度以降も法に基づく財政上の優遇措置等の活用を継続するため、令和8年度を始期とする新たな計画を策定する必要があることから、北海道との協議による同意を経まして、今般、議会の議決を求めるところでございます。

それでは、厚岸町過疎地域持続的発展計画案につきまして、その内容をご説明申し上げ

げます。

別紙の計画案をご覧ください。

それでは、ページに沿って概要をご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。

1、基本的な事項でございます。

(1) として、厚岸町の概況。

3 ページ、(2) として、人口及び産業の推移と動向。

6 ページ、(3) として、厚岸町の行財政の状況。

8 ページ、(4) として、地域の持続的発展の基本方針。

(5) として、地域の持続的発展のための基本目標。

9 ページ、(6) として、計画の達成状況の評価に関する事項。

10 ページ、(7) として、計画期間。

(8) として、厚岸町町有施設等総合管理計画との整合について、それぞれ記載して
ございます。

また、記載内容につきましては、第6期厚岸町総合計画及び第3期厚岸町未来創生総
合戦略との整合性を図っております。

11 ページをお開き願います。

このページからは、持続的発展施策区分ごとの各論であり、施策区分ごとに(1) と
して現況と問題点、(2) としてその対策、(3) として具体的な事業内容を示す事業
計画という順に列記してございます。

なお、記載内容につきましては、各施策区分ごとの(1) 現況と問題点については、
第6期厚岸町総合計画の行動計画の現状と課題を転記、(2) その対策については、行
動計画の施策の展開に記載されている内容を転記している形となっております。

また、(3) 事業計画につきましては、北海道との協議スケジュールの都合上、ハー
ド事業については、第7次実施計画の登載予定の事業をベースに、持続的発展施策区分
に該当すると思われる事業を選択し、登載しております。

持続的発展施策区分でございますが、11 ページからは、移住・定住・地域間交流の促
進、人材育成についてでございます。

16 ページからは、産業の振興について。

31 ページからは、地域における情報化について。

33 ページからは、交通施設の整備、交通手段の確保について。

39 ページからは、生活環境の整備について。

52 ページからは、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進につい
て。

63 ページからは、医療の確保について。

65 ページからは、教育の振興について。

73 ページからは、集落の整備について。

75 ページからは、地域文化の振興等について。

78 ページからは、再生可能エネルギーの利用の推進について。

80 ページからは、その他地域の持続的発展に関し必要な事項について。

84ページからは、それぞれの施策区分の中で、過疎地域持続的発展特別事業として位置づけた、いわゆるソフト事業を取りまとめた一覧となっております。

以上が計画案の内容でございます。

最後になりますが、本計画策定後、本文の加筆修正や事業の追加または中止、大幅な事業の変更など、計画全体に及ぼす影響が大きい場合には、従前と同様に議会の議決を経て計画変更する手続となることを申し添え、議案第28号 厚岸町過疎地域的発展計画の策定についての提案理由とさせていただきます。

以上、大変簡単な説明でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

10番堀議員。

●堀議員 過疎法については、5年前に議員立法で10年というものを期限とした中で、今現在成立されているわけで、前回の議員立法のときにも、もう過疎法自体がなくなるのではないのかというような議論というものもあったやに思います。

そういった中で、少なくともここに書かれているものが、残り5年間の中でまずは確実に遂行されるように、最大限の努力をしていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

その中で、1点だけ何かなと思ったのですが、32ページ中段に、ブロードバンド施設、その他の情報化のための施設の中のところで、（ドロップケーブル等撤去）というものがあるのですが、これはどのようなものなのでしょうか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 現在、IP告知情報端末、一部テレビを光ケーブルでご覧になっているご家庭もありますけれども、家を解体のときに随時、幹線からの引込線をもう撤去できるものはしてきているのですが、撤去する業者が追いつかず、丸めたり、電柱に邪魔にならないように巻き付けたらというので、一部残っているところがございますので、先般の防風雪とかでも丸めて上につけてあるというのも断線の要因にもなりかねませんので、そういったものをきれいに整理していくということでの撤去ということになっております。

●議長（大野議員） 10番堀議員。

●堀議員 そうすると、対象は今現在使っている全戸ではなくて、あくまでも解体撤去したものにということなのですね。分かりました、よろしいです。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

- 室崎議員 今、提案理由説明をずっと聞いていて思ったのは、この持続的発展計画として道に提出するのですね。これに関して、このために新しく作った計画というのではないと。今まで総合計画やいろいろなところに出てきたもののうち、持続的発展計画として提出するのに適合しているものを集めて作っているのです、今回、この議案第28号になっている、こういう計画を作るから、今までなかったものを改めて計画を作って載せたというものはないと考えてよろしいのですか。

- 議長（大野議員） 総合政策課長。

- 総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。3箇年に載っているものを載せているという形です。

- 議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（な し）

- 議長（大野議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第6、議案第29号 釧路公立大学事務組合の規約の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（布施課長） ただいま上程いただきました議案第29号 釧路公立大学事務組合の規約の変更について、その提案理由と規約変更の内容について説明させていただきます。

議案書22ページをご覧ください。

釧路公立大学事務組合は、独立行政法人法に基づく公立大学法人の設立及び同法の規定により、設立団体が行うこととされる事項に関する事務を共同処理するために、釧路市及び釧路管内の全ての町村が組織する一部事務組合であります。

このたびの規約の変更理由は、学校法人緑ヶ丘学園が運営する釧路短期大学について、近年、若年人口の著しい減少に加え、4年制大学志向の高まりを受け、入学者数及び在学者数が定員を下回り続けている状況であり、今後も定員確保が困難な状況で

あることから、令和８年度の学生募集を停止し、今後、学生募集を行わないことが決定されたところであります。

これを受け、同短期大学の機能を維持するために、設置者を公立大学法人釧路公立大学に変更し、令和９年度から公立大学法人釧路公立大学の短期大学部として開設する方針が釧路市から示され、当該事務組合の構成市町村でその方針を確認したため、同短期大学に関わる負担金の負担割合を定めるなど、釧路公立大学事務組合規約を改正する必要が生じたことから、地方自治法第286条第１項の規定により、規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体など組合を組織する団体の協議によりこれを定めることとしているため、同法第290条の規定により、その協議について議会の議決を求めるものであります。

規約変更の内容説明については、議案書により行わせていただきますが、併せて、議案第29号説明資料の新旧対照表及び議案第29号参考資料の地方自治法関係条文及び学校教育法関係条文抜粋を配付しておりますので、参考としてください。

規約の変更内容であります。

経費の支弁方法について規定している第13条第２項のうち、第２号の改正は、「釧路公立大学に係る地方交付税措置額相当額を釧路市が負担すること」を規定していますが、公立大学法人釧路公立大学が設置する学校教育法による大学に字句を整理することで、「短期大学を含めた大学に係る地方交付税相当額を釧路市が負担すること」となるため、規定を整備するものであります。

次に、新設する第３号の改正は、学校教育法第４条第１項に規定する設置者の変更により、法人が設置者となるまでの間の経費を含む短期大学の運営に要する経費については、同大学に係る法人が徴収する料金、寄附金その他これらに類する収入相当額のほか、地方交付税措置額相当額を除き、釧路市が負担することについて規定するものであります。

次に、第４号の改正は、新設する第３号に伴い、規定中の引用条番号を変更するものと、号番号を「第３号」から「第４号」に繰り下げるものであります。

次に、この規約の附則であります。

この規約の施行日を、地方自治法第286条第２項に規定する構成団体の協議が成立した日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第7、議案第30号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） ただいま上程いただきました議案第30号 指定管理者の指定について、その提案理由をご説明申し上げます。

指定管理者制度につきましては、平成15年9月、改正地方自治法により、公の施設管理は直営または指定管理のいずれかを選択し、管理運営することとされております。

厚岸味覚ターミナル・コンキリエの施設管理につきましては、この法律の施行を受けまして、平成18年2月厚岸町議会第1回臨時会において、厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例の改正により指定管理者制度を導入し、同年3月厚岸町議会第1回定例会において、株式会社厚岸味覚ターミナルを5年間指定管理者として指定議決を経て以降、5年ごとに町議会での指定議決をいただき、株式会社厚岸味覚ターミナルを指定管理者として管理運営を行ってまいりましたが、その指定管理期間が本年3月31日をもって満了することとなります。

指定管理者の選定に当たっては、厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例において、原則、公募によることとされておりますが、厚岸味覚ターミナル・コンキリエは、食と味覚を核として、地域観光及び地域産業を活性化し、町民の福祉及び健康を増進し及び地域文化の創造の場を提供するとともに、他市町村との交流の促進を図り、もって町の活性化に寄与することを設置目的とし、町における観光拠点施設として重要な役割と使命を担っており、この施設を管理運営するために、町が5割以上を出資する第三セクターとして設立された株式会社厚岸味覚ターミナルに引き続き指定管理を行わせることが最善と考え、同条例第5条第1項第6号の本町が出資している法人または公共団体もしくは公共的団体において、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成し、相当程度事業効果が期待できると思慮されるときの規定に基づき、公募によらない指定管理者の候補者の選定を行うこととしました。

また、株式会社厚岸味覚ターミナルを指定管理者の候補として選定するに当たり、令和3年度から令和7年度までの5年間の指定管理期間における指定管理の状況について、町民組織である厚岸味覚ターミナル・コンキリエ指定管理者評価委員会を設置し、委員会においてヒアリングなどの審査が実施され、令和8年1月22日に指定管理について一切の問題点はないとの評価を受けたところであります。

この評価結果を受け、株式会社厚岸味覚ターミナルに対し、厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第2項の規定に基づく指定申請書の提出を求め、提出された申請書は、令和8年2月2日、厚岸町公の施設に係る指定管理者選定委員会で審査され、指定管理者として適当との意見が出されましたので、地方自治法第

244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものがあります。

議案書に戻ります。

1として、公の施設の名称は、厚岸味覚ターミナル・コンキリエです。

2として、指定管理者の名称は、厚岸町住の江2丁目2番地、株式会社厚岸味覚ターミナルです。

3として、業務の範囲は（1）厚岸味覚ターミナル・コンキリエ例条例（以下「条例」という。）第3条各号に掲げる事業に関すること。

（2）条例第8条の利用の許可に関すること。

（3）施設及び設備の維持管理に関すること。

（4）その他町長が定める業務です。

4として、指定の期間は、令和8年4月1日から、令和13年3月31日までの5年間とするものであります。

なお、管理業務の詳細につきましては、本議案の議決後、指定管理者基本協定を締結することとなりますが、お手元に議案第30号参考資料として基本協定書の案をお配りしておりますので、参考に供していただきたいと存じます。

現在の協定書との主な変更点につきましては、設備、物品等の整備、廃棄等による別記一覧表の整理、その他字句の整理等であり、基本的な内容は変更しておりません。

以上をもちまして、議案第30号の提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第8、議案第31号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（渡部課長） ただいま上程いただきました議案第31号 指定管理者の指定について、その提案理由と内容について説明させていただきます。

議案書24ページをご覧ください。

さきに審議いただきました議案第30号指定管理者の指定についてと同様に、平成18年度より山の手会館やまびこ'05の施設管理に導入いたしました地方自治法に基づく指定管理者制度を継続いたしたく、本議案を提出するものであります。

山の手会館やまびこ'05の施設管理につきましては、令和3年3月厚岸町議会第1回定例会において、指定管理者の指定議決を経て、山の手自治会を指定管理者として当該施設の管理運営を行ってまいりましたが、その指定管理期間が本年3月31日をもって満了となるところであり、引き続き、山の手会館やまびこ'05の施設管理を指定管理者による指定運営を行おうとするものであります。

指定管理者の選定に当たっては、厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例では、原則公募によることと規定されておりますが、当該施設については、協働のまちづくり事業のモデルとして、管理運営費用を地元自治会が負担をする提案を受けて建設した経過があり、手續条例第5条第1項第6号に規定する公共的団体への指定管理者の候補者の選定を根拠とし、公募によらないで指定管理者の候補者と選定するため、同条第2項の規定により、山の手自治会に指定管理者指定申請書の提出を求めたところであります。

この申請書について、令和8年2月2日、手續条例に定めるところの厚岸町公の施設に係る指定管理者選定委員会で審査され、指定管理者として適当との評価がされましたので、地方自治法244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を求めるところでございます。

内容は下記のとおりとなります。

- 1、公の施設の名称、山の手会館やまびこ'05。
- 2、指定管理者の名称、厚岸町山の手1丁目1番地、山の手自治会。
- 3、業務の範囲。

(1)として、厚岸町住の江山の手地区集会所条例第3条各号に掲げる事業に関すること。

(2)として、条例第7条の利用の許可に関すること。

(3)として、施設及び設備の維持管理に関すること。

(4)として、その他町長が定める業務。

- 4、指定の期間。

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間であります。

なお、お手元に議案第31号参考資料として、山の手会館やまびこ'05基本協定(案)を配付させていただきましたので、参考にしていただきたいと思います。

以上、簡単な説明ではありますが、提案理由と内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長(大野議員) これより質疑を行います。

10番堀議員。

●堀議員 5年に1回の更新ということなのでいいのですが、自治会役員の高齢化がどんどん進んでいると思います。この山の手自治会においても、やはり同じような状

況は見受けられると思うのですけれども、当初、建設当時はまだ役員も若くて、自分たちで管理するのだという意気込みでできたものが、10年、15年もたつと、だんだんと管理自体が重荷になってくると考えられると思うのです。今現在やっているのです、これから5年間はいいのでしょうか、将来的に管理の返納というか返還というか、そのような話は考えられるものなのでしょうか。それとも、高齢になって山の手自治会の役員がどんどん減少していても、あくまでも指定管理を山の手自治会にさせるということにもなるのでしょうか。そこら辺はどのようにお考えなのでしょうか。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） お答えいたします。

今回の山の手自治会の指定管理に関しましては、今回5年間については、この先立ち行かなくなるといったようなお話はなかったのですけれども、ご質問者おっしゃるとおり、自治会役員の高齢化というのは本当にどの自治会も進んでいて、役員の担い手がなかなかいないという状況は僕らも把握しておりまして、そういった中では他の集会所もそうなのですけれども、指定管理の部分については、現に指定管理を行っていただいている自治会の方と当然協議をしながら、今後続けていけるかどうかというところは見極めながら、最終的には町で管理することも見据えた中で、これからも協議はしていきたいと考えております。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第9、議案第32号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（堀部課長） ただいま上程いただきました議案第32号 損害賠償の額を定めることについて、その提案内容をご説明申し上げます。

議案書25ページをご覧ください。

自動車事故による損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項

第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容についてご説明申し上げます。

1、損害賠償の相手方でございますが、北海道釧路市大町6丁目2番4号、高野凌であります。

2、事故の概要であります。令和7年10月20日午前11時50分頃、厚岸町真栄3丁目1番、役場駐車場内において、水道課職員が職務上、町有車両を発進させた際、運転操作を誤り、右隣に駐車していた相手方車両と接触し、相手方車両の左前側と町有車両の右横側を損傷した事故であります。

なお、過失割合は町が100%であります。

3、損害賠償額であります。12万4,905円です。

車両の運行に当たりましては、細心の注意を払うよう指導しておりましたが、不注意が原因で事故を起こしてしまいましたことを大変申し訳なく、反省しているところであります。

今後については再発防止に向け、徹底した指導を行っていきたく存じます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第10、議案第34号 厚岸町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（渡部課長） ただいま上程いただきました議案第34号 厚岸町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

議案書28ページをお開き願います。

議案第34号 厚岸町印鑑条例の一部を改正する条例であります。

当町では、令和5年4月から個人番号カードの利用者証明用電子証明書を利用し、住

民票の写しと印鑑登録証明の申請・交付について、全国のコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から取得できるサービス、いわゆるコンビニ交付サービスを行っており、令和6年4月からは、マイナンバーカードによるサービスに加え、スマートフォンに記録する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を使用した同様のサービスを行っております。

このたびの条例改正は、基礎的電気通信役務について、他の電気通信事業者が提供しない区域における提供の義務を負う最終保障電気通信事業者について規定するほか、N T T東西の業務の範囲を見直す等の措置を講ずるため、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律が、令和7年5月28日に公布されたことに伴い、本条例に引用している号番号にずれが生じることから、所要の改正を行うものであります。

改正内容の説明については、議案第34号説明資料新旧対照表により行わせていただきますが、併せて議案第34号参考資料関係法令の抜粋を配付しておりますので、参考としてください。

それでは、議案第34号説明資料新旧対照表をご覧ください。

多機能端末機による印鑑登録証明書の交付について定める第16条の改正であります。

条文中、移動端末設備、いわゆるスマートフォンの定義を電気通信事業法第12条の2第4項第2号を引用し規定していますが、同法の改正後は、現行の第12条の2第4項第2号に新たな規定が新設されることにより、現行の2号が3号に繰り下げとなり、「第12条の2第4項第3号ロ」とする改正であります。

この改正に伴い、現行のコンビニ交付サービスに変更や影響が出るものではございません。

議案書28ページにお戻りください。

附則であります。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日から施行することとされておりますが、現時点において政令が公布されていないため、この条例の施行日を同法の施行日に合わせ、この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明ではございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第11、議案第35号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（渡部課長） ただいま上程いただきました議案第35号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

議案書29ページをお開き願います。

議案第35号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

現行の国民健康保険制度では、都道府県と市町村が共同で運営しており、北海道は、町が支払う保険給付に要する費用の全額を保険給付費等交付金として町に交付、町は、北海道が決定する国民健康保険事業費納付金を納付するため、北海道が毎年度市町村ごとに示す標準保険料率を基に保険税率を定めております。

このたびの改正は、令和8年1月15日に北海道から示された令和8年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率を基に、保険税率の改定を行うため、本条例を制定するものであります。

改正内容の説明については、別に配付している議案第35号説明資料、厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表により行わせていただきますが、併せて議案第35号参考資料①国民健康保険税率の改正（案）及び参考資料②関係法令の抜粋を配付しておりますので参考としてください。

それでは、議案第35号説明資料新旧対照表をご覧ください。

第3条第1項の改正は、基礎課税額の所得割額の算定に当たり乗じる率「100分の8.87」を「100分の8.51」に改めるものであります。

第6条の改正は、後期高齢者支援金等課税額の所得割額の算定に当たり乗じる率「100分の2.63」を「100分の2.48」に改めるものであります。

第8条の改正は、介護納付金課税額の所得割額の算定に当たり乗じる率「100分の2.00」を「100分の1.99」に改めるものであります。

全体的な保険料収納必要額は、令和7年度と比較した場合、おおむね4.32%の減となり、現行税率で試算した場合の税額は3億2,835万円で、改正案では3億1,291万1,000円となり、比較すると町全体で1,543万9,000円、4.7%の減額となります。

議案書29ページにお戻りください。

附則であります。

第1項は施行日で、この条例は令和8年4月1日から施行するものであります。

第2項は適用区分で、改正後の厚岸町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以降

の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものであります。

なお、令和8年4月1日から賦課される子ども・子育て支援金課税額等の規定については、基礎課税額等の限度を規定している地方税法施行令が公布され次第、直ちに条例改正を行いたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上、簡単な説明ではございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第12、議案第36号 厚岸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長） ただいま上程いただきました議案第36号 厚岸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

議案書30ページをお開きください。

令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律等により、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が制度化され、町においても、令和7年第1回定例会において、事業を実施するための設備及び運営の基準を定める条例として、厚岸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定しています。

国は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、子ども・子育て支援法に乳児等のための支援給付が創設されることに併せて、離島その他の地域において乳児等通園支援事業を円滑に実施できるよう、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令を、令和7年11月14日に公布し、令和8年4月1日に施行することとしました。

本町においては、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につ

いて、同様の改正を行うため、本条例を制定するものであります。

改正内容の説明については、別に配付している議案第36号説明資料新旧対照表により行わせていただきますが、併せて議案第36号参考資料として、関係法令の抜粋を配付しておりますので、参考としてください。

なお、この条例で定める基準の類型については、新旧対照表の右側、改正要旨欄に記載の従うべき基準は必ず適合しなければならない基準であり、それ以外については、基準の範囲内であれば、地域の実情に応じて国の基準と異なる内容を規定することが許容される参酌すべき基準となりますが、異なる基準とすべき特段の事情や特性はないことから、国の基準と同様に改正するものであります。

それでは、改正内容の説明をさせていただきます。

乳児等通園支援事業の職員の一般的条件を定める第9条の改正は、見出しの改正と字句の整理であります。

乳児等通園支援事業の職員の知識及び技術の向上等を定める第10条の改正は、見出しの一部改正と字句の整理であります。

虐待等の防止を定める第13条の改正は、見出しの一部改正と字句の整理であります。

乳児等通園支援事業の内部の規定を定める第16条の改正は、第6号は乳児等通園支援事業者が規定に定める必要がある利用定員について、子どもの区分を設けないよう基準府令が改正されたことによる改正、第7条は字句の整理であります。

2ページ目をお開き願います。

秘密保持等を定める第18条の改正は、字句の整理であります。

第20条第3項の改正は、定義規定の追加であります。

5ページをお開き願います。

新たに加える第22条の2は、設備及び職員の基準の特例を新たに加えるもので、特例保育事業を行う事業者が一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、設備及び職員の基準を規定する第21条及び第22条の規定を適用しない旨の特例を定めるものであります。

電磁的記録を定める第27条の改正は、字句の整理であります。

議案書31ページにお戻りください。

附則であります。

この条例は、令和8年4月1日から施行するとするものであります。

以上簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認をいただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第13、議案第37号 厚岸町予防接種費用徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（鈴木課長） ただいま上程いただきました議案第37号 厚岸町予防接種費用徴収条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

高齢者肺炎球菌ワクチンの接種は、平成26年10月より予防接種法第5条第1項に基づくB型疾病として、市町村が行う定期接種に位置づけられ行ってきました。

定期接種の対象は、65歳の高齢者と60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能の障害、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する方となっており、生涯に1回のみ公費助成が受けられる仕組みとなっております。

これまで、この高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種は、23価肺炎球菌ポリサッカライドワクチンを使用していましたが、国は現在使用しているワクチンよりも高い効果性や持続性が期待できるものとして、令和8年度から、沈降20価肺炎球菌統合型ワクチンを定期接種として使用することを決定いたしました。

このワクチンの変更に伴い、接種費用が従来8,040円から1万1,120円となることから、接種における費用徴収額を規定する本条例の改定を行うものであります。

それでは、改正内容の説明については、議案第37号説明資料の新旧対照表により説明させていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

費用の額を定める第3条の表、肺炎球菌感染症の項中の改正は、費用徴収額を1回につき、接種費用1万1,120円の2分の1相当額である5,560円に改正するものであります。これは、これまで町が行ってきた高齢者肺炎球菌ワクチン費用助成事業の自己負担である接種費用の2分の1相当額と同額とするものであります。

議案書32ページにお戻りください。

附則でございます。

この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

- 議長（大野議員） これより質疑を行います。

10番堀議員。

- 堀議員 肺炎球菌ワクチンについては、以前までは1回当たり8,040円の約半額相当の

4,050円を徴収していたものが、今度から効果性や持続性があるワクチンに変わるので、1万1,120円のを打つのだという話なのですけれども、従前のワクチンは5年に1回打ちますから、65歳、70歳、75歳、80歳まで生きた場合は4回受けるのです。そういったときに、それぞれ4回分の半額は町負担でするものだったのですけれども、新しいやつは1回こっきをやれば、それでもう接種しなくてもいいよという説明が議員協議会のときにもされました。であれば、あえてここで半額でなくてもいいのではないのかと、トータル的に見たときには町負担というのは大分下がるのではないのかなと思うのですけれども、そういう議論はされなかったのでしょうか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

確かに議員がおっしゃるとおり、今度は1回打てばもう打たなくていいというような精度ではありますけれども、金額的に1回の費用が1万円を超えるようなかなり高額な金額でありますので、従前どおり半額助成をさせてもらってということで行っていきたいと考えてございます。

●議長（大野議員） 10番堀議員。

●堀議員 ですから、今まで2回、3回、4回やっていたものが1回で済むのであれば、逆に個人負担を減らしてもいいぐらいではないのかなと思うのです。なんでこの2分の1負担にこだわるのかなと、上がったことによって接種意欲が減退されたほうが、やはりそちらのほうが問題だと思うのです。そこの議論はもっと詰めてほしかったと思うのですけれども、できれば現行どおりでも構いませんし、まだまだ下げるといようなこともやっていただいても、特段、町負担が大幅に増えるというものではなく、むしろ3回、4回のものが1回になることによっての町負担は減るわけですから、ぜひこの検討は今後してほしいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 休憩します。

午前11時28分休憩

午前11時30分再開

●議長（大野議員） 再開します。
保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長） 貴重な時間、大変申し訳ございません。

これまでも厚岸町は、この肺炎球菌ワクチンにつきましては2分の1を助成してきております。今回も同じような取扱いをさせていただきまして、2分の1ということで提

案させていただいておりますけれども、他のワクチンにつきましても同じように半額助成していただいているものもございます。

ですので、今回につきましても若干金額は上がって、今後1回しか打たなくていいとはなりますけれども、これまでと同じような考え方で2分の1助成とさせていただきたいと考えてございます。

また、今後なのですけれども、それにつきましては他の自治体の取扱い等も参考にしながら、検討はしてまいりたいと考えてございます。

●議長（大野議員） 10番堀議員。

●堀議員 新たに65歳になる人が1回やるのだったらまだいいのです。もう既に80歳ぐらいの方が、今まで65歳、70歳、75歳で3回も負担してきた中で、80歳になったとき、上がったときにもういいやとなるのが私は一番怖いと思うのです。

だから、少なくとももっと考慮していただければ、何のために肺炎球菌ワクチンを助成してまでもやるのだという、その趣旨・目的というものから外れてしまうのではないのかなと私は危惧するわけであります。これはどうしても私としましては納得できませんので、やはり再考いただけるように再度お願いをするものであります。

●議長（大野議員） 休憩します。

午前11時32分休憩

午前11時36分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。

副町長。

●副町長（早川副町長） すみません、お答えさせていただきます。

この肺炎球菌ワクチンにつきましては、定期予防接種、それから対象年齢以外の部分は独自事業で行っている部分がございます。これは、新旧対照表の中では同様に、特に带状疱疹なんかはそうなのですが、高価なワクチンについても定期予防接種になっている部分とそれ以外の部分についても、同様の費用負担の中で行わせていただいているような状況となっております。

定期予防接種につきましては、実費負担等を求めることができるということで、一律、費用負担をいただくこととして整理をさせていただいた中で、他の予防接種についても、高齢者の定期予防接種については、徴収金をいただくことで整理をしております。独自事業の部分につきましても、対象年齢を独自制度で埋めるという形にはしてありますが、費用負担の制度は同様の形で実施をしております。

これにつきましては、この形でやらせていただきたい中で、今後財政の許す範囲、ある程度の余裕ですとか、そういったことも考えられる負担を、例えば高齢者に限って、

さらに高高齢者、80歳以上ですとか、そういった部分の施策において、無料、さらに減額するといったことを検討したいと思いますが、現在についてはこの状況で実施させていただきたいという状況です。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第14、議案第38号 厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長） ただいま上程いただきました議案第38号 厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

議案書33ページをお開き願います。

介護保険の第1号被保険者の保険料においては、市町村民税課税の有無や合計所得金額等を標準段階の所得基準として用いるところでありますが、令和7年度税制改正により、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられたことに伴い、一部の被保険者の段階の移動が生じ、第9期介護保険事業計画、介護保険料収入額が減少する可能性があります。

国は、保険者の責めに帰さない保険料収入不足を可能な限り防ぐ観点から、介護保険の第1号保険料への税制改正の影響を受けないよう、介護保険法施行令の規定について、令和8年度の保険料率の算定に関する特例を定める改正を行いました。

このことを踏まえ、本町においても、保険料収入への税制改正の影響を受けないよう厚岸町介護保険条例の制定について、同様の特例を定める改正を行うため、本条例を制定するものであります。

なお、この特例については、令和8年度の保険料率の算定のみに適用するものであります。

改正の内容の説明については、別に配付している、議案第38号説明資料、新旧対照表により行わせていただきますが、併せて、議案第38号参考資料として関係法令、例規の

抜粋を配付しておりますので、参考としてください。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧ください。

本条例は、附則第10条の次に新たに2条を加えるものであります。

附則第11条は、令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例を規定するもので、第1項は、第1号被保険者のうち、令和7年の給与等収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者の令和8年度の保険料率の算定において、合計所得金額に、令和7年度中の給与等の収入金額から55万円を控除していた額を加えるものであります。

第2項は、第1号被保険者のうち、令和7年の給与等の収入金額が65万1,000円以上、161万9,000円未満である者の令和8年度の保険料率の算定において、合計所得金額に10万円を加えるものであります。

第3項は、第1号被保険者のうち、令和7年の給与等収入金額が161万9,000円以上、190万円未満である者の令和8年度の保険料率の算定において、合計所得金額に65万円から、令和7年給与所得控除額を控除して得た額を加えるものであります。

附則第12条は、令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例を規定するもので、第1項は、第1号被保険者の属する世帯主及び全ての世帯員にあっては、令和7年の合計所得金額に給与所得控除が含まれている者で、かつ、令和8年度分の市町村民税の非課税者であるとき、所定の条件を満たす者は、令和8年度の市町村民税が課税されている者とみなすものであります。

第2項は、第1号被保険者本人が、令和7年度合計所得金額に給与所得が含まれている者で、かつ、令和8年度分の市町村民税非課税の者であるとき、所定の条件を満たす場合には、令和8年度市町村民税が課税されている者とみなすものであります。

議案書の37ページにお戻り願います。

附則であります。

この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

7 番南谷議員。

●南谷議員 2点お尋ねをさせていただきます。

今回の内容については理解をさせていただいたのですが、冒頭の説明で、関係法令は配付してありますというけれども、僕は探せなかったのです。配付したのですか。関係法令ということは、この資料ではないのですよね。これがまず1点目です。

それから、もう1点確認をさせていただくのですが、国の法律の改正に基づいて今回改正が上程された。令和8年度も特例措置であります。ただ、今回の制度は3年間のサイクルで動いています。8年度は今回の一部改正で特例措置みたいにやりました。8年以降はどうなるのでしょうか。一区切りが終わるわけですか。特例で終わります。先の話なのですけれども、今回の改正では収まりません。今回は今回の改正で特例措置で従来

どおり等を踏襲していけるような形をとった。新たな年次に入ります。そのときはどうなるのでしょうか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

まず1点目の関係法令につきましては、令和8年第1回定例会、議案第38号参考資料ということで、所得税法さらには地方税法、この参考法令というのを配付させていただいております。

それから2点目でありますけれども、令和9年度以降はどうするのかという話でございますが、現在の第9期介護保険事業計画というものは、令和6年度から始まりまして、今年度の令和8年度で終了となっております。令和8年度にまた新たな計画を策定していきますけれども、その場合は、特例を用いない新たな税制改正後の数字を用いて、介護保険料の収入については算定いたしますので、今回の特例はあくまでも令和8年、令和9年度以降は来年度策定する介護保険計画に基づいて新たに決めるというような形になります。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

10番堀議員。

●堀議員 第10期の介護保険計画を作る段階では、基準が上がることによって収入が下がる見込みになるから、それを補うためには保険料率を上げるという作業が必要になってくると思うのですけれども、その見込みというものは大体どのくらいを今計算されているのでしょうか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

今回、令和6年分の所得でどのくらい厚岸町に影響があるかというのを試算いたしました。その結果、今回の影響者は102件で234万円ほど年間に保険料が下がるという試算があります。ですので、全体の額から言えば、それほど大きい額ではありませんけれども、若干そういう率が上がるということもあるかと思いますが、全体の給付費の中でまた保険料を算定とかしていきますので、その辺は今の保険料に対して上がるか下がるかというのは来年度の作業になりますので、ご理解願います。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第15、議案第39号 厚岸町公共下水道条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

- 水道課長（高瀬課長） ただいま上程いただきました議案第39号 厚岸町公共下水道条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

市町村の区域内における排水設備工事または給水装置工事については、それぞれ市町村長の指定する工事店または工事事業者により工事を行うこととする制度として、排水設備工事指定工事店制度または指定給水装置工事事業者制度が導入されております。

しかしながら、令和6年1月に発生した能登半島地震では、個人宅内の給排水に係る配管の破損が多発したことに加え、指定工事事業者等の自身の被災や工事需要の集中等により、指定工事事業者等の確保が困難な状況となり、結果的には、宅内給排水管の復旧が遅れ、家庭での水が使用できない状況が長期化しました。

こうした事態を踏まえ、宅内給排水管の復旧に対応する工事店や事業者を確保するため、先般、国から下水道における排水設備指定工事店制度に関しては、標準下水道条例についての改正について、令和7年4月22日、国水企第6号通知による標準下水道条例について改正が示され、また、上水道における指定給水装置工事事業者制度に関しては、災害その他非常の場合における給水装置工事の施工について、令和7年4月22日付国水水第29号通知において、条例の改正要否等について検討するよう供給規程の記載例が示されました。

このたびの条例改正は、これら国からの通知に基づき検討した結果、災害その他非常の場合において、排水設備工事または給水装置工事に係る指定工事事業者等の確保が困難である場合には、排水設備工事に関しては、他の市町村長の指定を受けた工事店による工事を、給水装置工事に関しては、他の市町村長または他の市町村長が指定した指定給水装置工事事業者による工事を、それぞれ例外的に認める規定を整備し、併せて字句を改正するものであります。

なお、令和7年4月に国から改正通知が示されたものの、できるだけ早期での改正対応が必要でありましたが、このたびの改正に至ったことをおわび申し上げます。

続いて、この改正条文の説明をいたします。

このたびの改正条例は、三つの条例について同様の改正を行うため、3条立てとし、第1条が厚岸町公共下水道条例の一部改正、第2条が厚岸町水道事業給水条例の一部改

正、第3条が厚岸町農業用水道給水条例の一部改正としておりますので、あらかじめご了承ください。

なお、条例の改正内容については、別に配付しております議案第39号説明資料、新旧対照表により行わせていただきますが、併せて議案第39号参考資料、関係法令の抜粋を配付しておりますので、参考としてください。

それでは、新旧対照表1ページをご覧ください。

初めに、第1条は厚岸市町公共下水道条例の一部改正であります。

排水設備等の設計及び工事の実施を定める第6条の改正は、第1項は、災害その他非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた者に排水設備等の設計及び工事を行わせることができる規定の追加。

第2項は、排水設備等の計画の確認を受ける対象に、他の市町村長の指定を受けた者の追加及び字句の整理であります。

新旧対照表2ページをご覧ください。

続いて、第2条は、厚岸町水道事業給水条例の一部改正であります。

工事の施工を定める第7条の改正は、第1項は、字句の整理及び災害その他非常の場合において、他の市町村長または他の市町村長が指定した者が、給水装置工事を施工することができる規定の追加。

第2項は、給水装置工事の設計審査及び工事検査を受ける対象に、他の市町村長等の追加であります。

続いて、第3条は、厚岸町農業水道給水条例の一部改正であります。

工事の施工を定める第7条の改正は、第1項は、字句の整理及び災害その他非常の場合において、他の市町村長または他の市町村長が指定した者が、給水装置工事を施工することができる規定の追加。

第2項は、給水装置工事の設計審査及び工事検査を受ける対象に、他の市町村長等の追加であります。

議案書39ページをご覧ください。

この条例の附則であります。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

10番堀議員。

●堀議員 まずお聞きしたいのは、指定店というのですけれども、指定工事者の各町村が指定する技術的な要件とかは各町村同じなのでしょうか。それとも各町村ばらばらな審査要件があるのでしょうか。それについて確認したいのですけれども。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えします。

おおむねは法律で決められている設計内容であったり、給水であれば圧力、例えば、給水装置工事の使う材料、下水道工事に関しても、ある一定の設計勾配であったり宅内ますの設置条件だとか、その辺はある程度国の条件というのが示されておりまして、市町村についてその一定の内容、基準的なものが、例えば、土かぶりの深さであったり、そういう違うものがあるという程度の内容かなと思っています。

●議長（大野議員） 10番堀議員。

●堀議員 心配するのが、北海道の場合は凍結深度が深いですから、1メートル20とか30とかといった水道管、これだと、例えば九州とか沖縄の業者がやって来たときに、向こうだと五、六十センチくらいのところで、水道管を通した業者がいきなりこちらに来て1メートル以上も掘った工事をやれと言っても、これは無理があるのではないのかと。むしろそれをやらせたために、後からの手直しというものがよほど発生するのではないのかなと危惧するのですけれども、そこら辺の担保を、せめて同じような地勢の中の区域内、例えば、北海道の道東なら道東区域内での指定店、他の市町村が指定した事業者とかであればいいのですけれども、これだと読んでしまえば全国が対象にもなったときには、指定店の指定はいいのですけれども、施工した実績というものが全然違うような業者が、こちらに来てやる場合が想定されるのではないのかと思うのですけれども、その辺についてはどのように考えているのでしょうか。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えします。

ですから、我々が設計の上がってきた申請の内容の確認をしますので、その深さであったりというものの確認は我々で示すので、それを我々の基準等に改めていただくという内容を行いますので、その辺は大丈夫かなとは思いますが。

●議長（大野議員） 10番堀議員。

●堀議員 施工実績があまりにも乏しい、例えば、南国でしかやったことのないような施工実績がないような業者がいきなり来ても大丈夫なのかということを聞いているのです。その担保をどうするのですかということなのです。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） 例えば、我々であればマニュアルというものがありますので、非常時の際にやる場合はお示しして、その内容を確認していただき、対応に当たっていただくというようなことを想定してございます。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

昼食のため、休憩いたします。再開は午後 1 時といたします。

午前11時59分休憩

午後 1 時05分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

日程第16、議案第40号 厚岸町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長） ただいま上程いただきました議案第40号 厚岸町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、その内容をご説明いたします。

乳児等通園支援事業については、さきの議案第36号 厚岸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の中でも説明させていただきましたが、令和 7 年 4 月 1 日から制度化され、令和 8 年 4 月 1 日からは給付化されます。

事業を実施するための設備及び運営に関する基準については、厚岸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例により定めておりますが、これとは別の基準府令として、令和 7 年11月13日に内閣府令第95号特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が制定されました。これは、より詳細な規定や責務を定め、給付費の対象とする事業者の要件を明確化することで、制度の適正な実施と利用者の保護を図るためのもので、事業者が給付を受けるために市町村から子ども・子育て支援法に基づく確認を受ける基準となる条例を市町村が定める際の基準となるものであります。

この条例における特定とは、自治体が定める基準を満たしているものとして、町から確認を受け、公的な乳児等支援給付の対象となる事業であることを意味しております。

本条例は、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、内閣府令第95号で示された特定乳児等通園事業の運営に関する基準を踏まえ、制定するものであります。

初めに、お手元に配付の議案第40号説明資料、厚岸町特定乳児等通園支援事業等の運営に関する基準を定める条例概要をご覧ください。

まず、1として、条例制定の根拠及び趣旨であります。先ほど説明させていただいたとおりであります。

この条例に定める基準は、特定乳児等通園支援事業者が給付を受けるために、町から法に基づく確認を受けるもので、事業者は当基準を遵守する必要があります。

次ページをお開き願います。

上段の表のとおり、国の基準により示された従うべき基準、参酌すべき基準の区分を踏まえて、市町村が条例で定めることとされています。

次に、2として条例の構成であります。当町が定める項目で、表の右側に記載の従うべき基準は必ず適合しなければいけない基準で、参酌すべき基準は十分に参照しなければならない基準であります。

各項目について、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、おおむね国の基準を町の基準として定めることといたします。

次ページ以降は、国基準と町条例の比較となっておりますので、以下についてはご参照願います。

議案書40ページをお開きください。

議案に沿ってご説明させていただきます。

また、別に、議案第40号参考資料①として、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、参考資料②として関係法令の抜粋を配付しておりますので、参考としてください。

まず、この条例の題名を、厚岸町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例とし、題名の次に、第1章から附則までの目次を付し、全33条で構成しております。

第1章は、総則であります。

第1条、趣旨は、この条例の制定根拠を定める規定であります。

第2条、一般原則は、次ページにわたって、子どもが健やかに成長するための適切な環境の確保、子どもの意思及び人格の尊重、地域、家族及び福祉サービス提供者等の密接な連携、虐待の防止、職員の研修に関する規定であります。

第2章は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準で、第1節は、利用定員に関する基準であります。

第3条は、利用者が定める利用定員に関する規定で、1時間当たりの利用定員を定めるものとする、子どもが特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、開所する日数及び時間その他の事情を考慮して、一月当たりの定員数を定めるものとするものの規定であります。

第2節は、運営に関する基準であります。

第4条、面談は、次ページにわたって、特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた

後、子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、子ども及び保護者の心身の状況並びに子どもの養育環境を把握するための保護者との面談を行わなければならないこと。

面談を行うに当たっては、あらかじめ運営規定の概要、職員の勤務の体制、当該特定乳児等通園支援事業者が支払いを受ける費用に関する事項、その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならないこと、面談において重要事項を説明し、保護者の同意を得なければならないこととする規定であります。

第5条、正当な理由のない提供拒否の禁止は、利用の申込みを受けたときは、正当な理由なく拒んではならないとする規定。

第6条、あっせん及び要請に対する協力は、市町村が行うあっせんや要請に対し、できる限り協力しなければならないという規定。

第7条、乳児等支援支給認定書に記載された事項の確認は、最初に特定乳児等通園支援を提供する際に、保護者から認定書の提示を受けたときは、保護者の氏名、居住地及び氏名等を確認するものとする規定。

第8条、乳児等支援給付認定の申請に係る援助は、乳児等支援給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないとする規定。

次ページ、第9条、心身の状況等の把握は、特定乳児等通園支援事業の提供に当たっては、子どもや保護者の心身の状況、子どもの養育環境等の把握に努めなければならないとする規定。

第10条、特定教育・保育施設との連携は、特定地域型保育との円滑な接続に資するよう特定教育・保育施設等と密接な連携に努めなければならないとする規定。

第11条、特定乳児等通園支援の提供の記録は、特定乳児等通園支援を提供した際には、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならないとする規定。

第12条、支払いは、次ページにわたって、法定代理受領を受けないときは、保護者から特定乳児等通園支援費用基準額の支払いを受けること、質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価等について、保護者から受け取ることができること、保護者から支払いを受けた場合は、領収書を交付しなければならないこと、金銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならないことの規定。

第13条、乳児等支援給付費の額に係る通知等は、法定代理受領により乳児等支援給付費の支給を受けた場合には、保護者に対し、乳児等支援給付費の額を通知しなければならないこと、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払いを受けた場合には、その提供した支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書を保護者に対して交付しなければならないことの規定。

第14条、特定乳児等通園支援の取扱い方針は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づき、保育所における保育の内容について、内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特定に留意して、子ども及び保護者の心身の状況に応じて、

特定乳児等通園支援事業の提供を適切に行わなければならないとする規定。

次ページ、第15条、特定乳児等通園支援に関する評価等は、自ら提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないこと、定期的に外部の評価を受けて結果を公表し、改善を図るよう努めなければならないとする規定。

第16条、相談及び援助は、常に子ども及びその保護者の心身の状況並びに子どもの養育環境の的確な把握に努め、子ども及び保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言等を行わなければならないとする規定。

第17条、緊急時等の対応は、事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているとき、子どもに体調の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに必要な措置を講じなければならないとする規定。

第18条、乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知は、特定乳児等通園支援を受けている子どもに係る保護者が、偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅延なく意見を付して、その旨を市町村へ通知しなければならないとする規定。

第19条、運営規程は、次ページにわたって、特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針など、運営に関する重要事項に関することを11項目にわたり規定するものであります。

第20条、勤務体制の確保等は、子どもに対し、適切な通園支援を提供できるよう事業所ごとに職員の勤務の体制を定めなければならないこと、一部の場合を除いて、事業所ごとに当該特定従事等通園支援事業所の職員によって、通園支援の提供をしなければならないこと、職員の資質向上のため、研修の機会を確保しなければならないことの規定。

第21条、利用定員の遵守は、1時間当たりの利用定員を超えて通園支援の提供を行ってはならないことの規定。

第22条、提示等は、事業所の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務体制、保護者からの支払いを受ける費用の額等、重要事項を提示するとともに、ホームページ等により、公衆の閲覧に供しなければならないとする規定。

第23条、乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則は、子どもの国籍、信条等によって差別的取扱いをしてはならないとする規定。

次ページ、第24条、虐待等の禁止は、事業所の職員は、身体に外傷が生じ、または生じるおそれがある暴行を加えること、わいせつな行為をすることまたはわいせつな行為をさせることなど、子どもに対して心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことの規定。

第25条、秘密保持等は、事業者の職員及び管理者は、正当な理由なく業務上知り得た子どもまたはその家族の秘密を漏らしてはならないこと、事業所の職員であった者が正当な理由なく、その事業、その業務上知り得た子どもまたはその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならないこと、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかななければならないことの規定。

第26条、情報の提供等は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する子どもに係る保護者が、その希望を踏まえ、適切に事業者を選択できることができるよう特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならないこと、当該特定乳児等通園事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のものまたは誇大のものにしてはならないとする規定。

第27条、利益供与等の禁止は、次ページにわたって、利用支援事業その他の地域の子ども・子育て支援事業を行う者、もしくは乳児等通園支援事業者またはその職員に対し、子どもまたは保護者に対して、当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこと、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者もしくは乳児等通園支援事業者またはその職員から、子どもまたは家族を紹介することの対償として、金品その他の利益を収受してはならないことの規定。

第28条、苦情解決は、子どもまたは保護者その他の子どもの家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付けるための窓口を設置、その他必要な措置を講じなければならないこと、苦情を受け付けた場合は苦情の内容等を記録しなければならないこと、苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならないこと、苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は必要な改善を行わなければならないこと、市町村からの求めがあった場合は、改善内容を市町村に報告しなければならないことの規定。

第29条、地域との連携等は、運営に当たっては地域住民または自発的な活動等との連携や協力を行う等の地域との交流に努めなければならないとする規定。

第30条、事故発生の防止及び発生時の防止は、次ページにわたって、事故の発生またはその再発を防止するため、事故が発生した場合の対応、事故発生のための指針を整備すること、事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある場合が生じた場合に、当該事実が報告され、また、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること、事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うことの措置を講じなければならないこと、事故が発生した場合は、速やかに市町村や利用乳幼児の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じなければならないこと、事故の状況や事故に際して取った措置について記録をしなければならないこと、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならないことの規定。

第31条、会計の区分は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならないとする規定。

第32条、記録の整備等は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しなければならないこと、子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する提供に当たっての計画、提供の記録、市町村への通知に係る記録等を整備し、その完結の日から5年間記録を保存しなければならないことの規定であります。

第3章は、雑則であります。

第33条、電磁的記録等は、事業者は記録、作成、保存、その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等により行うことが規定されているものについて、当該書面等に代えて当該書面等に係る電磁的記録により行うことができること、この条

例の規定による書面等の交付または提出について、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面の交付または提出に代えて、保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、事業者の使用に係る電子計算機と、保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法等、電磁的記録媒体をもって調整するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法により、提供することができること。

第2項、各項に掲げる方法は、保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものではないこと。

第2項の規定により、記載事項を提供するときは、あらかじめ当該記載事項を提供する保護者等に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書または電磁的方法による承諾を得なければならないこと、事業者は、保護者から文書または電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該保護者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によってしなければならないこと。

第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面による同意の取得に準用することの規定であります。

次に附則であります。

この条例は、令和8年4月1日から施行するものとするものであります。

以上、簡単な説明ではございましたが、ご審議の上、ご承認をいただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

4 番金子議員。

●金子議員 参考資料1を見て、質問を何点かさせていただきます。

この表のゼロ歳から5歳まで年齢を書いているその下に、今回、こども誰でも通園制度の対象になる赤の枠があるのですが、厚岸町ではこの枠に当てはまる人が現在何人ぐらいいるのかが、まず一つ目の質問で、あともう1点が、その子どもたちがこども誰でも通園制度を利用できるようになると、どこに通うことができるのかの2点について教えてください。

●議長（大野議員） 休憩します。

午後1時23分休憩

午後1時25分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長） 大変貴重な時間、申し訳ございません。

人数でありますけれども、保育所等に通っていない人数でありまして、人数はゼロ歳児から2歳児まで、合計で今41名ほどいらっしゃいます。4月以降、厚岸町においてこの事業を始めようとするのは、しんりゅう保育所において実施をしようと考えております。

●議長（大野議員） 4番金子議員。

●金子議員 分かりました。

そうすると、今までは就労要件などがあって、通えなかったお子さんとかも、これからは条例ができていけば、しんりゅう保育所に通うことができるという形になるという、今回の話だと思うのですが、事実は分からないのですけれども、しんりゅう保育所もかなりキャパは、今現在でもぎりぎりだったり人が足りないとかという声を聞くのですが、このこども誰でも通園制度というものができて、保育所に通えるようになると、さらにキャパを超えて保育所の負担にならないのか、それがまず1点で、もう1点が、この赤枠の中に一定時間まで利用可能と書いていますが、その一定時間というのは、どの程度の時間を考えているのかを教えてください。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

まず、この乳児等通園支援事業でありますけれども、これにつきましては、令和8年度から全国の自治体で実施しなければいけないという事業でありまして、厚岸町において実施しないという選択はできないような事業でございます。

このことにつきましては、今、議員がおっしゃったように、うちの保育士の体制というものが非常に重要なものであります。厚岸町におきましては、実は来年度2名の保育士の方が産休で育児休暇に入るということで、なかなか保育士の確保も難しいような状況でありまして、このことからしんりゅう保育所において、9時半から11時半という2時間程度を最低の形ではございますが、まずは実施させていただきながら、職員体制等が確保できた場合には、来年度以降、少しずつ拡充もしていけるのかなとは思っておりますが、まずは令和8年度については最低の中でやらせていただきたいと思います。

部屋につきましては、しんりゅう保育所には、通常の保育を受ける子どもの部屋のほかに一つ別の部屋がございますので、その部屋をメインとして使ってやっていきたいということで、1日最高3人の定員ということで考えてございます。

●議長（大野議員） 4番金子議員。

●金子議員 詳しく状況を課長に説明していただいて、何となくイメージは分かってきましたが、今、現状では41人、こども誰でも通園制度に当てはまる児童がいるけれども、

しんりゅう保育所でこの条例の制度ができたから通えるよとなる子どもは、1日に2人で2時間程度の状況でしか通えないという実情で間違いないのかというのを1点聞きたいのと、この制度ができることによって、民間の事業者なりを入れて、この41人でみんながみんな入りたいと考えるかは別としても、制度がせっかくできる以上は、もっと民間などにも協力してもらって、町としてこの制度ができて受け入れる体制をつくろうという考えがあるのかの2点について教えてください。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

まず、私、先ほどの答弁で、1人当たりの時間というのを言っておりませんでしたけれども、あくまでも1人使える時間は1か月10時間までとなっております。

それで、まだ始まっていない制度ですので、どれだけの利用の申込みがあるかというのは全然読めない状況ではございますが、もともと一時預かりの制度とは違いまして、この誰でも通園制度というものは、保護者の立場からの必要性に応じて対応するものではなくて、あくまでも子どもが家庭にいただけでは得られない様々な経験をこの誰でも通園で積んでいただくという制度でございますので、ちょっと始まってみないと、どれほどの申込みがあって、実際この1日3人、1日2時間という内容では全く足りないものか、それほど有用がないものかというのが、ちょっと読めない状況ではございます。

今回の条例につきましては、厚岸町がしんりゅう保育所で行うための条例ではなくて、あくまでも厚岸町の民間事業者が今の条例に照らし合わせて、厚岸町から確認を得るための基準のものでございます。今のところ厚岸町においては、この制度を始めたいという事業者はおりませんけれども、今後、事業者がやりたいという状況があった場合には、厚岸町としてもこの条例に基づいて確認をして、そしてやっていただくという状況でございます。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

10番堀議員。

●堀議員 私は1点だけ聞きたいのですけれども、第5条で正当な理由のない提供拒否の禁止というものがございます。ここで正当な理由がなければということになっているのですけれども、どのような場合が正当な理由に当てはまるのか、類型例示というものがあると思うのですけれども、それについて明らかにしていただきたいと思います。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長） こちら書いているとおりでありますけれども、正当な理由ですので、例えば1日の定員を超えた場合、さらには1か月の利用時間を超えた場合、そういう場合等については提供しないという拒否はできますけれども、それ以外の、例

えば先ほど言った差別等、そういうものでは拒むことができないという内容と考えてございます。

●議長（大野議員） 10番堀議員。

●堀議員 それと、あくまでも定員オーバーとか時間オーバーだけであって、例えば、子どもの身体的な何かしらの障害等の有無とか、そういうものが提供拒否の理由にはなり得ないと、どのような子どもでも定員、もしくは時間内であれば受け入れることが可能だという理解でよろしいということでしょうか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

国からは、そういう障害のある方、または医療ケアが必要なお子様等も、なるべく引き受けるような体制を取りなさいということになってはいるのですが、引き受ける体制は、看護師をつけなさいとかいろいろな条件がありますので、厚岸町については、特別な医療ケアが必要な子どもというのは、今段階で受けることができるような体制が取れておりませんので、そこについては、国が示す基準に当てはまってからの対応になりますので、来年からすぐできますということにはなってございません。

●議長（大野議員） 10番堀議員。

●堀議員 ただ、正当な理由には当てはまらないと言うのだから、受け入れなければ駄目でしょう。違いますか。先ほど最初に聞いたのは、正当な理由には当てはまらないのですから、そこをきちんとしなければいけないと思うのですけれども、どうなのでしょう。私はそこはきちんとすべきだし、正当な理由というものをもっと類型明示すべきだと思います。出されないものについては、やはり受け入れるのだという前提の下、体制をすぐに構築できるようにしなければならないと思うのですけれども、いかがなのでしょう。

●議長（大野議員） 休憩します。

午後 1 時35分休憩

午後 1 時37分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。
保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長） 何度も時間をかけてしまいまして、大変申し訳ございません。

ん。

一番はじめの私の答弁で、正当な理由の答弁の中で答弁が漏れておりました。その正当な理由には、保育士の不足、さらには職員の配置基準、また、安全な保育ができないという基準も含まれてございます。このことから、職員の配置がきちんできていない場合は、保育を断ることができるということになります。

- 議長（大野議員） ほか、ございませんか。
2 番室崎議員。

- 室崎議員 もう議論が非常に具体的になっている中で引き戻すような質問で悪いのだけれども、ちょっとお聞きしたいのですが、この条例の表題からも厚岸町特定乳児等通園支援事業となっているのです。対象者というのは、特定乳児等ということになるのだらうと思うのです。そうすると、この特定乳児等という言葉の中には、特定乳児とその外延の等がつく人と2種類あるのだらうと思うのです。その定義規定というのはどこにあるのでしょうか。

- 議長（大野議員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

この特定といいますのは、自治体が基準を定めているという町から確認を受けた事業の対象という特定ですので、特定は乳児等にはかかっていなくて、あくまでもこの事業の全体にかかっているということでございます。

あとは乳児等の定義でございますが、乳児または園児が使えるというもので、乳児等となっているということでございます。

- 議長（大野議員） 休憩します。

午後 1 時40分休憩

午後 1 時48分再開

- 議長（大野議員） 再開します。
保健福祉課長。

- 保健福祉課長（鈴木課長） 貴重な時間、申し訳ございません。

この子ども・子育て支援法におけます乳児等通園支援とは、児童福祉法の規定する乳児等通園支援事業として行うものでありまして、乳児及び園児というのは、児童福祉法に乳児の規定がございまして、その中ではゼロ歳未満というのを乳児と規定されております。ですので、乳児と幼児の規定につきましては、児童福祉法に基づいて行われているということで理解しております。

子ども・子育て支援法に基づいてこの条例を整備しておりますので、条例上での定義規定というのはございません。

●議長（大野議員） 2 番室崎議員。

●室崎議員 上位法に定義規定あるのですね。この参考資料の中にはどこに入っていますか。なければ出してください。

●議長（大野議員） 休憩します。

午後 1 時50分休憩

午後 1 時51分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。
保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

議案の参考資料②に関係法令等をつけさせていただいております、その中の 5 ページに児童福祉法を抜粋しております、6 条の 3 の 23、この中ではあくまでも乳児等通園支援事業の定義、法律を抜粋しておりますけれども、この中で乳児等通園支援事業とは書いておまして、内閣府令で定めるところにより、保育所その他の内閣府令における施設において、乳児または幼児であって、満 3 歳未満の者となっております、こちらで資料を提供しております。

乳児等の定義というのは、法令を抜粋しておりませんで、あくまでもこの乳児等通園支援事業ということで法令を抜粋させていただいております。

●議長（大野議員） 休憩します。

午後 1 時53分休憩

午後 1 時57分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。
保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長） 何度も貴重な時間、申し訳ございません。

この特定乳児等通園支援事業の特定といいますのは、子ども・子育て支援法におきまして、第53条の 3、こちらに記載ございますけれども、第44条から第54条までの規定は、前条第 1 項の確認を受けた者（以下、特定乳児等通園支援事業者という。）という

ことをございまして、法に特定乳児等通園支援事業者という特定という部分で明記されておりますので、今回の条例につきましては定義していないという状況でございます。

●議長（大野議員） いいですか。

ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 令和7年度各会計補正予算審査特別委員会開会のため、本会議を休憩いたします。

午後1時58分休憩

午後4時48分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

ここで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまであらかじめ会議時間の延長を行います。

日程第17、議案第19号 令和7年度厚岸町一般会計補正予算、議案第20号 令和7年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第21号 令和7年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第22号 令和7年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第23号 令和7年度厚岸町介護老人保険施設事業特別会計補正予算、議案第24号 令和7年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第25号 令和7年度厚岸町下水道事業会計補正予算、議案第26号 令和7年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上8件を再び一括議題といたします。

本8件の審査については、令和7年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めているところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

4番金子委員長。

- 金子議員 令和7年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第19号 令和7年度厚岸町一般会計補正予算外7件については、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。
以上、審査報告といたします。

- 議長（大野議員） 初めに、議案第19号 令和7年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。
委員長の報告は、原案可決であります。
委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第20号 令和7年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。
委員長の報告は、原案可決であります。
委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第21号 令和7年度厚岸町介護保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。
委員長の報告は、原案可決であります。
委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第22号 令和7年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算についてお諮りいたします。
委員長の報告は、原案可決であります。
委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和7年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和7年度厚岸町水道事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和7年度厚岸町下水道事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和7年度厚岸町病院事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
以上で、本日の日程は全部終了しました。
本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時54分散会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 8 年 3 月 12 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員